

## 手当の事後確認について

下記の手当について、7月1日現在で認定内容に変更がないか、事後確認を行います。

### 通勤手当

道路の開通等により最短経路ができたり、工事による通勤経路の変更、  
そのほか通勤方法の変更はありませんか？

### 住居手当

借家に関わる契約内容に変更はありませんか？

(家賃額・契約者・家賃支払者・契約期間等)

### 扶養手当

被扶養者について、扶養状況に変更はありませんか？

●就職やアルバイトで月額108,333円以上の収入はありませんか？

●大学等に進学し別居している子に毎月一定額仕送りをしていますか？

\* 詳細は、6月下旬ごろに各校事務職員から提案します。

\* 状況により添付していただく書類は異なります。

## 人間ドック

5月中旬に第1回募集分の受診予定者に受診券が届きました。

健診機関によっては、各自で日程調整を行っていただく必要があります。

期日までにお申し込みをしてください。

※事情によりキャンセルする場合は、健診機関へ連絡と受診券の返却が必要です。



## 互助会の各種給付金の請求をお忘れなく！

文化スポーツレジャーはもちろんですが、そのほかにも給付があります。

① 入学祝金(小学校へ入学した子どもをお持ちの方が該当)

→ **両親とも互助会員の場合は双方で給付されます。**

② 永年会員旅行補助金

→ **通算会員期間25年を経過した方が該当。**

などの給付事業があります。給付の対象かどうか、申請方法、添付書類など  
互助会ホームページに掲載されていますのでご覧ください。



## 特殊勤務実績簿

6月分 6月27日(月)締め切り

その後、システム入力を行い、7月給与で支給します。提出期限にご協力ください。

◇学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで

専用電話 82-1177

FAX 82-2766